

平成 29 年 3 月 31 日

各 位

人 事 部 長
加 藤 康 雄

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について（お知らせ）

標記の件につきまして、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を下記のとおり策定しましたので、お知らせします。

記

1. 行動計画対象期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 行動計画内容

- (1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休暇など諸制度の周知を行う。
- (2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。
- (3) 子育て支援のための環境整備の一環として所定外労働の削減を実施する。
- (4) 年次有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

以 上

《参考》

※ 次世代育成支援対策推進法とは、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15 年 7 月 16 日に法律第 120 号として、公布・施行されたものです。

なお、この法律の一部改正に伴い、平成 21 年 4 月 1 日から、次世代育成支援対策に関する計画（行動計画）の公表及び従業員への周知が義務化されました。